

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	役務番号第32007号 日本光電製機器保守点検業務
要求課	経営企画課用度係
選定事業者	日本光電工業株式会社北海道支店
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
上記の業者は、本業務の対象機器の製造販売メーカーであり、適切かつ迅速な保守を実施し得る唯一の業者であるため、上記業者を特定し見積書を徴することといたしたい。	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 地方公営企業法施行令（抜粋） 第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第一の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするとき。 二 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 三～九 （省略）